

長野市企業立地マッチング支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内における企業立地の促進及び事業用不動産の有効活用を図るため、不動産提供者と立地希望者との結び付きを支援するための長野市企業立地マッチング支援事業（以下「マッチング支援事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用地 市内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内にある工場、倉庫、事務所等の立地が可能な土地をいう。
- (2) 事業用建築物 市内にある工場、倉庫、事務所等の用途で利用可能な建築物（当該建築物の敷地を含む。）をいう。
- (3) 事業用不動産 事業用地及び事業用建築物をいう。
- (4) 所有者 所有権に基づき、事業用不動産の売買、賃貸その他の管理又は処分を適法に行うことができる個人又は法人をいう。
- (5) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (6) 会員事業者 公益社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部（以下「宅建協会長野支部」という。）の会員である宅地建物取引業者をいう。
- (7) 不動産提供者 所有者、宅地建物取引業者及び会員事業者をいう。
- (8) 立地希望者 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、当該ア又はイに規定する事業の用に直接供する工場、倉庫、事務所等の立地を希望するものをいう。

ア 次のいずれかの事業を行う者

(ア) 製造業

(イ) 運輸業のうち道路貨物運送業及び倉庫業

(ウ) 卸売業のうち各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業

(エ) 情報通信業のうちソフトウェア業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業

(オ) 物品賃貸業のうち総合リース業、産業用機械器具賃貸業及び事務用機械器具賃貸業

(カ) 学術研究及び専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、デザイン業、経営コンサルタント業、広告業（広告代理業に限る。）、機械設計業、非破壊検査業及びその他の技術サービス業（エンジニアリング業に限る。)

(キ) サービス業のうち機械修理業（電気機械器具に係るものを除く。）、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業及びコールセンター業

イ その他市の産業の振興及び雇用の安定に寄与すると市長が認める事業者

(登録の対象から除外する事業用不動産)

第3 事業用不動産が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業用不動産については、不動産登録簿への登録の対象としない。

(1) 消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法その他の法令又は条例等の規定に違反する場合

(2) 宅地建物取引業者に売却又は賃貸の代理又は媒介を依頼している場合であつて、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反するおそれがある場合

(3) その他不動産登録簿に登録することが適当でないと市長が認める場合

(不動産情報の登録申込み等)

第4 事業用不動産に関する情報(以下「不動産情報」という。)の登録を希望する不動産提供者は、長野市事業用不動産情報登録申込書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 宅地建物取引業者又は会員事業者が前項の規定による申込みを行う場合は、当該宅地建物取引業者又は会員事業者と当該申込みに係る事業用不動産の所有者との間で、当該事業用不動産の売買又は賃貸の代理契約又は媒介契約を締結しており、かつ、不動産情報の登録について当該所有者の同意を得ていなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあつた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る不動産情報を不動産登録簿に登録するとともに、その旨を当該不動産情報に係る不動産提供者に通知するものとする。

(不動産情報の公開に係る承諾)

第5 市長は、第4第3項の規定により不動産登録簿に登録した不動産情報をインターネットその他の方法により公開する場合には、当該不動産情報に係る不動産提供者の承諾を得るものとする。

(不動産情報の登録内容の変更)

第6 市長から第4第3項の規定による通知を受けた不動産提供者(以下「不動産登録者」という。)は、当該登録の内容に変更があつたときは、長野市事業用不動産登録内容変更届出書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(不動産情報の登録の抹消)

第7 不動産登録者は、当該不動産登録者に係る不動産情報の不動産登録簿の登録(以下「不動産登録」という。)を抹消しようとする場合は、長野市事業用不動産登録抹消届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、不動産登録を抹消するものとする。

3 市長は、前項の規定により不動産登録を抹消する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、不動産登録を抹消するものとする。

(1) 第3各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 第4第1項の規定による申込みの内容に虚偽の記載があるとき。

- (3) 第14の規定による報告があったとき。
- (4) 不動産登録に係る不動産登録者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有することが判明したとき。
- (5) その他市長が不動産登録を抹消することが適当であると認めたとき。
- 4 市長は、前2項の規定により不動産登録を抹消したときは、その旨を当該不動産登録を抹消された不動産登録者に通知するものとする。
- （不動産情報の提供の申込み等）
- 第8 不動産情報の提供を受けようとする立地希望者は、長野市事業用不動産情報提供申込書（様式第4号）より市長に申し込まなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る立地希望条件を立地希望者登録簿に登録するとともに、その旨を当該申込みに係る立地希望者に通知するものとする。
- （不動産情報の提供の依頼）
- 第9 市長は、第8第1項の規定による申込みがあったときは、宅建協会長野支部に対し、当該申込みに係る立地希望条件に合致する不動産情報の提供を依頼するものとする。
- （宅建協会長野支部による不動産情報の照会等）
- 第10 宅建協会長野支部は、第9の規定による依頼を受けたときは、当該依頼に係る不動産情報について、会員事業者に照会するものとする。
- 2 宅建協会長野支部は、前項の規定による照会の結果、提供を受けた不動産情報について、市長に報告するものとする。
- （立地希望者への通知）
- 第11 市長は、第10第2項の規定による不動産情報の報告その他立地希望者の立地希望条件に合致する不動産情報の提供を受けた場合は、当該不動産情報の提供を受けようとする立地希望者に通知するものとする。
- （立地希望者の登録内容の変更）
- 第12 市長から第8第2項の規定による通知を受けた立地希望者（以下「立地希望登録者」という。）は、当該登録の内容に変更があったときは、長野市立地希望登録内容変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
- （立地希望者の登録の抹消）
- 第13 立地希望登録者は、当該立地希望登録者に係る立地希望条件の長野市立地希望者登録簿の登録（以下「立地希望登録」という。）を抹消しようとする場合は、長野市立地希望登録抹消届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。
- 2 第7第2項から第4項までの規定は、立地希望登録の抹消について準用する。
- （契約交渉に係る報告）
- 第14 不動産提供者及び立地希望者は、マッチング支援事業に係る事業用不動産の売買又は賃貸借の契約交渉について、その結果を長野市事業用不動産情報取扱結果報

告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

（交渉等への不関与）

第15 第14に定めるものを除き、市長は、不動産提供者と立地希望者との事業用不動産に関する交渉等については、一切これに関与しない。

（遵守事項）

第16 不動産提供者及び立地希望者は、マッチング支援事業において知り得た情報を、マッチング支援事業以外の目的で使用してはならない。

2 立地希望者は、工場、倉庫、事務所等の立地に当たり適用される法令又は条例等の規定を遵守しなければならない。

（申請等の方法）

第17 この要綱の規定による市長への申請その他の手続は、ながの電子申請サービスによる電子申請その他市長が別に定める方法により行うことができる。

（文書の様式）

第18 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

（補則）

第19 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。